

# 働き方改革を進めたい！

## 「北海道働き方改革推進支援センター」 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

中小企業・小規模事業者を対象とした取り組むべき「働き方改革」について、労務管理や経営管理の専門家による相談や個別訪問支援などを実施します。

### 名称・所在地等

#### 北海道働き方改革推進支援センター

札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階

TEL： 0800-919-1073（フリーダイヤル）

メール：[hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com](mailto:hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com)

URL：<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/hokkaidou.html>

午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

### 主な支援内容

#### ■ 社会保険労務士等の専門家が常駐し、無料で相談窓口が利用できます。

「北海道働き方改革推進支援センター」は、社会保険労務士等の専門家が常駐し、残業時間の縮減、非正規労働者の待遇改善、人手不足への対応、同一労働同一賃金への対応、利用可能な助成金など、事業者へのアドバイスを行います。

#### ■ 社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が会社を訪問し、就業規則見直し等の技術的支援をします。

賃金制度見直し等の技術的支援が必要な場合は、専門家が直接あなたの会社を訪問し、無料で就業規則・給与規定・賃金テーブル・福利厚生等の見直しについて専門的なアドバイスを行います。（最大6回まで）

#### ■ 事業主向けセミナーを実施します。

働き方改革に関連する各種テーマについて、セミナーを実施します。

#### ■ その他、「働き方改革」推進のための様々な支援を行っています。

労働時間制度の見直し、生産性の向上、人材確保・育成などについて、問題解決のための改善提案を行います。

### 主な相談内容

- ◇ 労使間で残業時間の取り決めを行う36協定について詳しく知りたい
- ◇ 人手不足を解消するために出来ることをアドバイスがほしい
- ◇ 働き方改革に対応した就業規則・給与規定・賃金テーブル等の改訂についてアドバイスがほしい
- ◇ 働き方改革を実施するに当たり、利用できる助成金を知りたい
- ◇ 同一労働・同一賃金への対応について知りたい
- ◇ テレワークを導入したいが、社内規定や労使協定の作り方、手続きがわからない

### 相談方法

相談希望の方は、まずは専用電話又はメールでご連絡ください。

北海道働き方改革推進センター TEL 0800-919-1073  
北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL 011-709-2715

# 人材確保や職場定着について相談したい！

## ジョブカフェ北海道

ジョブカフェ北海道では、企業に対する個別相談や、求職者に対する道内就職促進のための各種事業を通して、人材確保・職場定着に係る支援を行っています。

### 所在地、利用時間

【場 所】札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階  
 【利用時間】月～金：10:30～19:00 土：10:00～17:00（日曜、祝日、年末年始は休館）

☆ジョブカフェ北海道と、同ビル7階に設置された「札幌わかものハローワーク」、9階に設置された「札幌新卒応援ハローワーク」は、『北海道わかもの就職応援センター“みらいっぽ”』として、一体的な就職支援を実施しています。

### 提供サービス ※主なもの

支援対象者	支援メニュー	内 容	実施場所	
企 業	企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	札幌	
	企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを提供します。	札幌	
	内定者向け研修	新規大学卒業者のうち就職内定者を対象に、ビジネスマナーや職場での円滑な人間関係の構築など、ビジネスパーソンに必要なスキルについて意識させるセミナーを実施します。 ※厚生労働省委託事業	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見	
求 職 者	全年齢	求人情報の発信	ジョブカフェ北海道のホームページで、「ジョブカフェ北海道パートナーズ※」の求人情報を発信するほか、札幌及び各地方拠点の施設内にも掲出しています。	道内
		職業体験 (インターンシップ)	就職後のミスマッチを防ぐため、求職者を職場体験へ誘導します。	札幌
	高校 1～2 年生	就職前職業 ガイダンス	就職活動前の学生(主に高校1～2年生。進学予定者含む。)に対し、地域の産業や業種について体験や実演を通して理解を深めてもらう機会を創出します。	道内6圏域 各1回以上
	若年者 (44歳 以下)	企業見学会・交流会	ものづくり産業等の理解・就業促進のため、企業見学会及び社員との交流会を実施します。	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見
		合同企業説明会	ものづくり産業等の理解・就業促進のため、合同企業説明会を実施します。(参加者・企業に対する事前セミナー含む。)	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見

◎上記以外の支援メニューや詳細については、ジョブカフェ北海道ホームページをご覧ください。

※「ジョブカフェ北海道パートナーズ」とは、ジョブカフェ北海道の活動にご賛同・ご協力いただける企業です。新規の場合は求人情報の提供をして頂き、支援対象者や各事業に該当する企業に対してジョブカフェより情報提供いたします。なお、登録及び各サービス利用料は無料です。(登録しない場合も、支援メニューは利用できます。)

ジョブカフェ北海道 TEL 011-209-4510 URL : <https://www.jobcafe-h.jp/>

# 働き方改革について相談したい！

## 働き方改革関連特別相談窓口の設置

働き方改革に関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、本庁及び各（総合）振興局に相談窓口を設置し、国と連携した専門家による相談・助言等を行う。

### 制度の内容等

#### （相談事例）

- ・働き方改革関連法への対応について
- ・各種助成金の申請支援
- ・テレワーク導入時の労務管理等について

#### （対応）

- ・道職員による相談（常設）
- ・専門家による巡回相談（月1回程度）
- ・専門家による個社支援（相談内容に応じ随時）

など

### 設置場所

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

### 費用

費用は無料です。

北海道 経済部 労働政策局 雇用労政課 働き方改革推進室 就業環境係  
TEL 011-204-5354

# 従業員の賃金を引き上げたい！

## 業務改善助成金

中小企業・小規模事業者が、生産性を向上させるための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

### 制度の内容等

- I 支給対象は、事業場内最低賃金（※）と地域別最低賃金の差額が30円以内の中小企業・小規模事業者です。（事業場規模100人以下の事業場）  
※ 事業場内最低賃金とは、事業場内で最も低い時間当たり賃金額のことをいいます。
- II 主な支給要件
- 1(1) 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる計画(賃金引上計画)を策定すること。  
(2) 生産性向上のための設備投資等の計画(業務改善計画)を策定すること。
- 2(1) 助成金交付申請後に、就業規則等に引上げ後の事業場内最低賃金を規定すること。  
(2) 計画に基づき改正した就業規則等に基づき、引上げ後の賃金を支払うこと。  
(3) 助成金交付決定後に、計画に基づく機器・設備等の導入・業務改善・費用支払いを行うこと。  
※単なる経費削減のための経費、施設の老朽化・破損に伴う設備の入れ替え等、対象経費とならないものがあります。  
(4) 解雇、賃金引下げ等、不交付とする事由がないこと。

### 主な申請手続き・助成率・上限額・活用事例

#### I 主な申請手続き

- 1 **助成金交付申請** 賃金引上げ及び業務改善計画を策定し、交付申請書を労働局へ提出  
2 **実績報告** 労働局の交付決定後に、計画を実施し、その実績を労働局へ報告(※)  
※ 交付決定前に支出した経費は助成対象経費になりません。  
3 **助成金支払請求** 労働局の助成金確定通知後に、助成金支払請求書を労働局へ提出  
4 **状況報告** 実績報告後の状況について労働局へ報告

#### II 助成率・上限額

生産性向上のための設備投資等に要した費用に助成率を乗じて算出した額(※)を助成します。

※ 当該額が助成の上限額を上回る場合は、上限額までとなります。

**助成率** 事業場内最低賃金920円以上:3/4（生産性要件を満たした場合:4/5）※

※ ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

**上限額** 事業場内最低賃金の賃上げ労働者数に応じて次のとおりです。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数				
		1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上
30円コース	30円以上	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース	45円以上	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース	60円以上	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース	90円以上	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①生産量要件:売上高や生産量などの指標の直近3か月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者。

②物価高騰等要件:原材料費の高騰等外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者。

#### III 活用事例

- 1 多機能付きレジスターを導入することで、レジ作業にかかる時間が短縮され、生産性が向上した。  
2 POSレジシステムを導入することで、接客にかかる時間が短縮され、生産性が向上した。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。  
詳しくは下記までお問い合わせください。

北海道労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 011-788-7874

# 雇用管理制度等を整備して職場定着に取り組みたい！

## 人材確保等支援助成金

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等に取り組む事業主に対して助成する制度です。

### 雇用管理制度助成コース（新規計画受付休止中）

事業主が、新たに認定された雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））に取り組み、離職率を目標値以上に低下させた場合に、目標達成助成として57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を支給します。

### 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成（介護福祉機器の導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円））を支給します。

### 人事評価改善等助成コース（新規計画受付休止中）

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通して、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、目標達成助成として80万円を支給します。

### 外国人労働者就業環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就業環境の整備（就業規則の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して整備に要した費用の1/2（上限57万円）を支給します。

### テレワークコース

・ 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主を支援する助成金です。

＜対象となる取り組み＞

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング  
③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修

＜支給額＞

- ・ 機器等導入助成：支給対象経費の30%（※）  
・ 目標達成助成：支給対象経費の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（※）

※次のいずれか低い方の金額が上限額：①100万円 又は ②20万円×対象労働者数

注）テレワークコースに係る支給要件や申請方法等の詳細については、北海道労働局雇用環境・均等部企画課へお尋ねください（Tel：011-788-7874）

人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」及び「人事評価改善等助成コース」は令和4年4月1日より整備計画の新規受付を休止しています。

（コースを廃止するものではありませんが、受付の再開時期は現時点では未定です）

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターへお問い合わせください。

◆ 雇用助成金さっぽろセンター6F TEL：011-788-9132

◆ インターネットでの検索

人材確保等支援助成金

検索

◆ 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html)

# 職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みたい！

## 両立支援等助成金

従業員の職業生活と家庭生活の両立の取組を支援する助成金（Ⅰ出生時両立支援コース、Ⅱ介護離職防止支援コース、Ⅲ育児休業等支援コース、Ⅳ新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース、Ⅴ不妊治療両立支援コースがあります。）

### 制度の内容等

※下記のく>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。詳しくは厚生労働省HPをご確認ください。

#### Ⅰ 出生時両立支援コース 中小企業事業主のみ対象

男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備や業務体制整備を行い、連続5日以上（※所定労働日が4日以上含まれていることが必要）の育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

##### ①第1種 20万円

【代替要員加算】育休業期間中の代替要員を新たに確保した場合 20万円（3人以上確保した場合は45万円）

【情報公開加算】申請前に育休取得率に関する3つの情報を「両立支援のひろば」に公開した場合 2万円

##### ②第2種

育休取得率が30%以上上昇したのが1事業年度内→60万円、2事業年度内→40万円、

3事業年度内→20万円

または、第1種の受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ育児休業取得率70%以上の場合

1、2年目に取得率70%以上→40万円 2、3年目に取得率70%以上→20万円

#### Ⅱ 介護離職防止支援コース

介護支援プランを策定し、プランに基づき介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ、または介護のための柔軟な就労形態制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

・介護休業（所定労働日合計5日以上）の利用取得時30万円 復帰時30万円

・介護両立支援制度（合計20日以上）の利用30万円 1事業主あたり5人まで

・新型コロナウイルス感染症対応特例（所定労働日合計5日以上）5日以上10日未満→20万円、10日以上→35万円

【業務代替支援加算】代替者を新規に雇用→20万円 社内の他労働者が業務を代替するとき→5万円

【個別周知・情報公開加算】対象労働者へ制度を個別に周知し、仕事・介護両立の雇用環境整備を行った場合→15万円

#### Ⅲ 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主に支給します。

①育休取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合（①②それぞれ30万円） 1事業主あたり有期雇用1人・無期雇用1人の計2名まで

③業務代替支援：育休取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育休取得者を育休前の現職等に復帰させた場合代替者を新規に雇用→50万円、社内の他労働者が業務を代替するとき→10万円 1事業主あたり延べ10人まで

【有期契約労働者加算】育児休業取得者が期間雇用者の場合 10万円

④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を新たに導入し、利用者が生じた場合

・子の看護休暇制度 制度導入時→30万円 制度利用時→休暇1時間1,000円×時間

・保育サービス費用補助制度 制度導入時→30万円 制度利用時→事業主負担費用の3分の2の額

⑤新型コロナウイルス感染症対応特例 小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる有給休暇制度及び両立支援制度を整備した有給休暇の利用者が生じた場合（支給対象労働者1人あたり10万円）

【情報公開加算】自社の育休取得状況に関する情報を公表した場合 2万円

#### Ⅳ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

正規・非正規を問わず、妊娠中の女性に以下の条件のもと有給休暇を取得させた事業主に支給します。

■令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間で、次の全ての条件を満たした事業主が対象です。

医師・助産師の指導のもと当該有給休暇を整備のうえ、その内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて全ての労働者に周知し、対象期間中における当該休暇の計20日以上取得・母性健康管理措置の就業規則または労働規約への規定と全労働者への周知を行う。

■助成内容 対象労働者1人あたり 20万円（1事業所あたり5人まで）

■申請期間 対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年11月30日まで

#### Ⅴ 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、労働者の相談に対応し、休暇制度等を取得又は利用させた中小企業事業主に支給します。

A：環境整備、休暇の取得等（合計5日（回）以上）→30万円（1回限り）

B：長期休暇の加算（Aを受給し、20日以上連続取得）→1人あたり30万円（1回限り）

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。詳しくは【北海道労働局 雇用環境・均等局 企画課 TEL:011-788-7874】までお問い合わせください。

# 労働時間等の改善により働き方改革に取り組みたい！

## 働き方改革推進支援助成金

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対し助成します。

### 制度の内容等

#### I 労働時間短縮・年休促進支援コース(申請期限 11月30日(木))

中小企業事業主が、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備を実施する場合に支給します。(以下①～③の成果目標から1つ以上を選択して実施する。)

- ①全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
- ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。
- ③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ特別休暇制度を新たに導入すること。

<支給額> 成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。(補助率は3/4又は4/5。上限額は最大①200万円、②25万円、③25万円。)

#### II 勤務間インターバル導入コース(申請期限 11月30日(木))

中小企業事業主が、**勤務間インターバル(※)の導入・拡充**のための取組を実施する場合に支給します。

※ 勤務間インターバルとは、**勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設ける**ことで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

<支給額> 成果目標を達成した場合、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。(補助率は3/4又は4/5。上限額は最大100万円。)

#### III 労働時間適正管理推進コース(申請期限 11月30日(木))

中小企業事業主が、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備のための取組を実施する場合に支給します。(以下①～③の成果目標の全てを達成する。)

- ①新たに勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用すること。
- ②新たに賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定すること。
- ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること。

<支給額> 成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組に要した経費の一部を助成します。(補助率は、3/4又は4/5。上限額は最大100万円)

#### IV 団体推進コース(申請期限11月30日(木))

1年以上の活動実績がある事業主団体等が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(「構成事業主」)の労働者の労働条件の改善のために、**時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合**に支給します。

<支給額> 対象経費の合計額、総事業費から収入額を控除した額及び上限額(500万円又は1,000万円)のうち、いずれか低い方の額

#### V 適用猶予業種等対応コース(申請期限11月30日(木))

令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用される業種(運送業・建設業・病院等)の中小企業事業主が、労働時間の削減等働き方改革の推進に向けた取組を実施する場合に支給します。

成果目標や上限額などは業種により異なりますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

### 利用の流れ

次の①から③の順に手続きを行います。

- ①「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、北海道労働局雇用環境・均等部企画課に提出。
- ②交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施。**※交付決定前の取組は支給対象外です。**
- ③労働局に支給申請。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。

詳しくは下記までお問い合わせください。

北海道労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 011-788-7874